

議会事務局				編さん番号	
起案	平成 20 年 8 月 29 日	施行	平成 年 月 日		
決裁	平成 20 年 9 月 5 日	完結	平成 年 月 日		
分類番号	002-007	保存年限	永年		
番号	川 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）			
公開・非公開の区分		部分公開	個人情報	無	
非公開(部分公開)とする事由		情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）			
時限非公開		解除予定年月日（ 年 月）			
件名 議会運営委員会会議録（要点筆記）					

伺い文
別添のとおり報告いたします。

決 裁 欄	議長 委員長 	局長 局次長  	課長補佐  議事課長 	主査  係長 	主任  電話 2266 	起案者 佐久間 淳一  議事係 
	合 議					公印承認
決裁後供覧					意見又は処理方針	

(別紙)

篠田委員長

おはようございます。

本日は、お忙しいところご参集を賜り、ありがとうございます。

なお、大関修克委員から、本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、ご報告いたします。

開会 午前10時00分

篠田委員長

それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席委員は委員定数の半数以上であります。

はじめに、議長からごあいさつをお願いいたします。

田口議長

おはようございます。

本日は、8月26日に、9月定例会の招集告示がなされたことから、その定例会の運営等についてご協議をお願いいたすものであります。

また、地方自治法の一部改正に伴い、今定例会に「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」及び、「川口市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

さらに、今定例会の最終日には、決算審査の特別委員会を設置したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、さらに、私ごとで恐縮でございますが、一身上の都合により、今9月定例会初日に議長の職を、辞したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

篠田委員長

これより、協議事項に移らせていただきたいと存じます。

本日は、8月26日付けで、9月定例会の招集告示がなされたことから、その運営等につきまして、ご協議をお願いするものでございます。

それでは、はじめに、「会期及び日程案」について、局長から説明をお願いいたします。

橋本局長

1 9月市議会定例会会期及び日程案等について

上程議案は、8月26日（火）の告示日に、各議員あてに送付をさせていただいたところでございます。

(1) 市長提出議案等について

ア 予算議案

7件で、その内訳は、

・一般会計 1 件

・特別会計（国保・後期高齢者医療・

介護・下水・区画整理） 5 件

・企業会計（水道） 1 件

でございます。

次に、イ 一般議案は

21件で、その内訳は、

・条例議案	8 件
・契約議案	1 件
・市道路線の認定議案	2 件
・市道路線の廃止議案	2 件
・川口市土地開発公社定款の一部変更議案	1 件
・決算認定議案（水道・病院）	2 件
・名誉市民の選定議案	1 件
・人事議案	4 件

でございます。

なお、名誉市民の選定議案につきましては、最終日、起立採決で行なって参りたいと存じます。

また、人事議案の内容といたしましては、

- ・川口市教育委員会委員の任命同意について（2件）
- ・川口市公平委員会委員の選任同意について（1件）
- ・人権擁護委員の候補者の推薦について（1件）

でございますが、これらにつきましては、最終日、投票により採決を行いたいと考えております。

ウ 報告事項

1 件で、その内容は、

- ・機能訓練中における傷害事故に係る損害賠償の額を決定する専決処分の報告について

でございます。

また、最終日に提出が予定されております追加議案といたしまして、「平成19年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について」がございます。

さらに、これに関連をいたしまして、追加報告といたしまして、「平成19年度川口市一般会計継続費精算報告書について」がございます。

また、さらに、「川口市副市長の選任同意について」の追加議案の提出が予定されております。

これらの追加議案等につきましては、9月18日（木）の常任委員会の開催日に配付をいたしたいと考えております。

また、「地方自治法の一部を改正する法律」が6月18日に交付され、今月20日に、施行期日を9月1日とする旨の官報告示がなされたところでございます。

今回の改正内容でございますが、大きく2点ございます。

1 議会活動の範囲の明確化

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとするとされたこと。

2 議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めることとされたこと。

でございます。

なお、この改正に伴います、関係条例等の改正についてでございますが、まず、
①川口市特別職報酬等審議会条例の所掌事項の規定中「報酬」を「議員報酬」に
改めるもの

②川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中に引用している地方自治
法の条項に移動が生じたこと及び、議員の報酬について「議員報酬」の用語を
用いることとなったため、題名を含めた文言の整備を行うもの

③川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例中に引用している
法の条項に移動が生じたため、規定の整備を行うもの

がございますが、これらにつきましては、市長提出議案として「川口市特別職報酬
等審議会条例等の一部を改正する条例」として、今定例会に提出される予定でござ
ります。

なお、これらにつきましては、国からの通知により「施行日以降、新たな報酬等
の支給までに、報酬等に関する条例の改正が必要である」とされておりまことから、
9月定例会初日の9月2日に確定議として取扱い、上程して参りたいと考えて
おります。

次に、先ほど、議長あいさつの後にありましたとおり、川口市議会会議規則及び
川口市議会政務調査費の交付に関する条例中に引用している法の条項に移動が生じ
たため、規定の整備を行うものがございます。

まず、川口市議会会議規則につきましては、法第100条第11項の次に、「議
会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は
調整を行うための場を設けることができる」との一項が追加されましたことから、
会議規則第159条第1項中に引用している「法第100条第12項」を、「法第
100条第13項」に改めるものでございます。

また、川口市議会政務調査費の交付に関する条例につきましては、会議規則と同
様に、条例第1条中に引用している「法第100条第13項及び第14項」を、
「法第100条第14項及び第15項」に改めるものでございます。

これらにつきましては、「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」及び、
「川口市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を、最終日に
議員提案で行なって参りたいと存じます。

また、先ほど説明申し上げましたが、法第100条第11項の次に、「議会は、
会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行
うための場を設けることができる」との一項が追加されました。

本市議会で対象になると考えられるものとして、「各会派代表者会議」、「正副
委員長会議」、「全員協議会」などがあろうかと存じます。これらにつきましては、
協議又は調整を行うための場として、会議規則に規定するかどうかをご協議いただき、
規定する場合は、費用弁償の支給対象となり、来年度予算との関連もございま
すことから、関係例規の改正を平成21年3月定例会で行いたい旨、過日の各会派
代表者会議におきましてご了承いただいたところでございますので、よろしくお願
い申し上げます。

なお、決算認定につきましては、後程、改めてご説明をいたしたいと存じます。

(2) 請願について

次に、請願についてでございますが、本定例会への請願はございません。

(3) 会期日程（案）について

続きまして、9月市議会定例会の「会期日程（案）」でございますが、お手元に配付いたしております「会期日程（案）」のとおり、9月2日（火）から24日（水）までの23日間を予定させていただきました。

順に申し上げますと、まず、初日の議事でございますが、開会をいたしまして、「会期の決定」、「会議録署名議員の指名」に続いて、諸報告として専決処分の報告を行います。

次に、特別委員会の委員長報告を、お手元の「会期日程（案）」の順に行なって参りたいと存じます。

次に、先程、ご説明いたしました、議案第81号「川口市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例」1件を確定議として上程し、市長の提案理由の説明の後、休憩を取りまして、この休憩中に、質疑・討論があれば通告をお願いいたしたいと存じます。

その後、再開をいたしまして、質疑があれば行いたいと存じますが、この質疑につきましては、各会派代表質疑でお願いをいたしたいと考えております。

なお、質疑時間につきましては、申し合わせによりまして、各会派の基本時間15分にそれぞれ会派会員数に5分を乗じて得た時間を加えまして、その時間以内ということでお願いをいたします。会派に属しない議員さんにおかれましては、5分でお願いいたします。

発言の順序につきましては、大会派順にお願いをいたしたいと存じます。

その後、討論ののち、採決をいたしたいと存じます。

また、先程、議長からご発言がありましたが、辞職願いが提出されました場合には、先議として、日程を追加のうえ上程し、議長の辞職の許可及び選舉について一連の議事を進めて参りたいと存じます。

さらに、議会運営委員会委員の交代があるやに伺っておりますことから、「川口市議会運営委員会委員の辞任に伴う後任委員の補充について」を、同様に日程を追加の上、上程し、議長の指名をもって行いたいと存じます。

なお、そのような場合におきましても、あらためて議運を開催することなく、取り扱って参りたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、市長提出の議案第82号「平成20年度川口市一般会計補正予算」から議案第101号「川口市土地開発公社定款の一部変更について」までの、20議案を一括上程いたしまして、市長の提案理由の説明及び副市長の議案説明の後、散会となる予定でございます。初日の散会時刻は、概ね12時15分頃になろうかと存じます。

なお、これらの市長提出議案につきましては、12日（金）の一般質問終了後、各常任委員会へ審査を付託いたして参りたいと存じます。

次に、9月3日（水）から9日（火）までは、議案等の調査及び精読のため休会といたします。

次に、一般質問の日程でございますが、10日（水）、11日（木）、12日（金）の3日間を予定いたしております。

なお、今議会における発言者数につきましては、過日の各会派代表者会議におきまして、自民党さん4人、公明党さん3人、共産党さん3人、民主クラブさん1人、無所属さん1人の計12人の報告を受けているところでございます。

発言順序並びに発言者につきましては、後程、お諮りいたしたいと存じます。

なお、発言通告は、9月5日（金）午前10時までにお願いいたします。

次に、各常任委員会につきましては、9月18日（木）に開催を予定いたしております。

さらに、最終日でございますが、9月24日（水）を予定いたしております。

それでは、最終日の議事について、ご説明いたします。

まず、諸報告、平成19年度川口市一般会計継続費結算報告書について・平成19年度川口市健全化判断比率について・平成19年度川口市資金不足比率について・監査結果報告を行い、次に各常任委員会に付託をいたしました、市長提出議案について委員長報告を行い、質疑、討論ののち、採決といたします。

なお、採決の方法は、反対のある議案につきましてはグループ分けをして、それぞれ起立採決で、全員賛成の議案につきましては簡易採決をお願いいたしたいと存じます。

続いて、先程、申し上げました決算に係ります議案を、上程いたして参りたいと存じます。

まず、「平成19年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について」を日程に追加し、先議といたします。提案理由の説明、質疑の後、議長発議によりまして、「決算審査特別委員会」を設置いたし、委員の選任を議長指名により行い、閉会中の継続審査といたしたいと考えております。

続いて、「平成19年度川口市水道事業会計決算認定について」並びに「平成19年度川口市病院事業会計決算認定について」の2議案を一括上程し、ただいま申し上げました「一般・特別会計決算認定」と同様の議事で進めて参りたいと存じます。

なお、委員の指名にあたりましては、過日の各会派代表者会議におきまして、「一般・特別会計」並びに「企業会計」ともに12人で構成をいたし、その内訳といたしましては、自民党さん5人、公明党さん3人、共産党さん2人、民主クラブさん2人となっておりますので、ご了承を賜りたいと存じます。

また、各決算審査特別委員会の正副委員長の互選につきましては、9月24日（水）の最終日閉会後、後程、ご説明いたします「公営競技事業運営協議会」に引き続き、「一般・特別会計」につきましては第1委員会室、「企業会計」につきましては第2委員会室において、それぞれ指名推選にて行なっていただきたいと考え

ております。

なお、一般・特別会計の委員長につきましては自民党、副委員長は公明党で、企業会計の委員長につきましては自民党、副委員長は共産党となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

さらに、「決算審査特別委員会」の日程につきましては、例年の慣例といたしまして、11月第2週から開会をいたしております。このことから、本年は、11月4日（火）からとなりまして、期間といたしましては、「一般・特別会計」が5日間、「企業会計」が1～2日間を、それぞれ予定いたしたところでございます。

なお、11月10日は、川口の日の式典が予定されていることから、この日を外した日程で、最終日を11日（火）といたしたところでございます。

この点を予めご了承を賜りたいと存じます。

決算認定議案に続きまして、「川口市名譽市民の選定同意について」を上程いたし、提案理由の説明の後、起立採決を行いたいと存じます。

さらに、先ほど説明いたしました、「川口市副市長の選任同意について」の追加議案を日程に追加し、先議といたします。提案理由の説明の後、投票により採決を行いたいと存じます。

続きまして、人事議案4件（教育委員会委員2件、公平委員会委員1件、人権擁護委員1件）を、1件ずつ上程いたし、それぞれ、提案理由の説明の後、投票により採決を行いたいと存じます。

次に、「意見書」等の議員提出議案及び議員派遣の決定について、日程を追加の上、上程いたして参りたいと存じます。

ただ今、申し上げましたこれらの追加議案等につきましては、改めて議運を開催いたすことなく、議事を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご了承を賜りたいと存じます。

次に、副市長及び教育長の挨拶の後、最後に、市長から挨拶をいただきまして、閉会にいたしたいと考えております。

以上でございます。

篠田委員長

ただいま、局長から説明がありました「会期及び日程案」について、何か質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

－なし－

篠田委員長

それでは、今定例会の「会期及び日程」については、局長の説明のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

－異議なし－

篠田委員長

ご異議がないようですので、ただいまの説明のとおり決定いたしました。次に、「一般質問の発言順序及び発言者」について、お諮りいたします。各会派の発言順序は、黒板に記載のとおりでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

篠田委員長

ご異議がないようですので、各会派の発言順序につきましては、黒板に記載のとおり決定いたしました。
発言者順序表を、事務局から配付願います。

— 発言者順序表①を配付する —

篠田委員長

なお、この際、発言者につきまして、ご確認とご決定をいただきたいと存じます。
(発言者：自民党ー[REDACTED]、公明党ー[REDACTED]、共産党ー[REDACTED]、民主クラブー[REDACTED])

— 各会派別表②のとおり発表する —

篠田委員長

また、無所属議員さんの発言順序については、黒板に記載のとおりでお願いいたします。

それでは、発言者につきましては、ただいまの発表どおり決定させていただきます。

この際、再度ご確認を申し上げます。発言通告書の提出につきましては、9月5日（金）午前10時までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、請願につきましては、今定例会への提出がございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

次に、今定例会に提出を予定されている「意見書」等の議員提出議案がございましたら、文案の配付をお願いいたします。

— 文案を配付する —

篠田委員長

ただいま提出されました「意見書」等につきましては、9月10日（水）の一般質問の初日、昼休みに小委員会を開催し、調整を願うということで、ご了承をお願いいたします。

次に、議会改革小委員会の検討経過についてでございますが、このことにつきましては、5月27日に開催された代表者会議及び、6月5日に開催された議会運営委員会において説明の後、委員の届出がなされ、7月15日、8月8日の2回にわたり、新たな委員で小委員会が開催されたところでございます。

まず、7月15日に開催されました第1回の小委員会では、「引き続き、議会改革小委員会を存置し、協議・検討していく」、委員構成は「議連の正副委員長を中心に各会派一名ずつで組織する」、検討期間は「平成23年3月（今任期中）まで」検討項目は『「本会議・一般質問について」のうち「一問一答方式について」及び「インターネット等による放映について」の二点に絞り込んで検討する。なお、至急、検討しなければならない項目が、生じた場合には追加をして、検討する』との

議会運営委員会の決定に従い、検討が行われました。

まず、「一問一答方式について」の検討として、先に提案されておりました「本会議・一般質問について」のうち、「一　一問一答方式の検討について」、「二　会派持ち時間制」、「三　質問時間、登壇回数等従来通り」、「四　議会をより活性化させるためにも、議会内的一般質問・再質問を一問一答形式に変更すること」について一括して検討がなされました。

その概要は、「さらに充分な検討が必要である。会派持ち時間制についても、もう少し話をつめた方が良い」との意見、「現在の方法は長い伝統に基づいた制度であることから、慎重に決める必要がある」との意見、「質問の内容が深まることから、早く導入したい」との意見、「もう少し時間をかけて検討したい」との意見などがあり、各会派持ち帰り検討を深めていただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、「インターネット等による放映について」の検討として、先に提案されておりました、「五　ケーブルネット・インターネット等を活用し、公開放映すること」、「六　本会議中のテレビ中継についてインターネット中継、序舎内モニター等の中継は、設備費等を考慮して慎重に時間をかけて検討」、「七　議会のオープン化をするためにも、議会のインターネット中継を導入すること」について一括して検討がなされました。

その概要は、「時代の趨勢から実施する必要がある。予算の関係もあることから、なるべく早く検討したい」との意見、「テレビ放映やインターネット中継は、情報公開を求める市民からの要請である。費用対効果の問題もあるが、前向きに検討したい」との意見、「インターネットの中身、事務局の体制や、議員の関わりなど、具体的な内容を含めて検討すべき。また、議会だよりの発行も含めて検討すべき」との意見などがあり、各会派持ち帰り検討を深めていただき、再度、協議することとした次第であります。

さらに、「政務調査費を「明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科」に係る学費等に支出すること」、「委員会会議録について」、「委員会視察の改革について」及び、「費用弁償について」の4件について、至急検討すべき事項として提案がなされ、協議いたしましたところ、検討すべき事項として追加することが決定され、各会派持ち帰り検討いただき、再度、協議することとした次第であります。

続きまして、8月8日に開催されました、第2回の小委員会では、「一問一答方式について」、「インターネット等による放映について」及び、第1回目に追加されました検討事項のうち、「政務調査費を「明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科」に係る学費等に支出すること」、「委員会会議録について」協議が行われたところであります。

まず、「一問一答方式について」検討がなされ、その概要は、「最初の質問から行うのか、再質から行うのか、これについて各会派と、もう一度検討したい」との意見、「長い歴史の中で、今的方式となっている経緯もあり、選択制であれば賛成できる」との意見、「一問一答方式の導入として対面方式の導入から検討してはどうか」との意見、「早急に検討すべきであるが、様々な方法があり、選択制を含めて導入できれば良い」との意見などがあり、各会派持ち帰り検討を深めていただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、「インターネット等による放映について」検討がなされ、その概要は「時代の趨勢であり早期に実現したい。実施にあたり予算措置が必要となることから、

21年度予算に盛り込む方向で議論したい」との意見、「なるべく早期に実現したいが費用対効果の問題もある。視察したある市ではケーブルネット会社に委託して、議会だけではなく、市の行事と併せて録画配信を行なっているというケースもあった」との意見、「まずは、市役所のロビーや駅前行政センターのように市民の集まる場所で放映し、市民の意見を聞いた上で、議会広報の発行も含めて、様々な情報発信の方法を議論すべき」との意見などがあり、各会派持ち帰り検討を深めていただき、再度、協議することとした次第であります。

次に、『政務調査費を「明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科」に係る学費等に支出すること』について検討がなされ、その概要は、「判例で認められているものであり、授業料の2分の1、交通費等は認められるのではないか。学んだことを行政に提言するという形で還元できるのではないか」との意見、「今後、議員立法なども勉強しなくてはならない。按分するということで認めて良いのではないか。しっかりと勉強して市民に示される形で還元すれば認められるのではないか」との意見、「市民が勉強に行った場合、学費は自己負担であるということ、入学の対象が議員などに限定されていることから、認められないのではないか。また、議員の学ぶ場所をどこまで広げるのかという問題もあり認められない」との意見、「福祉や介護なども重要であるが、専門的に勉強しないと分からない。どこまで認めるのが難しい問題ではあるが、政策実現できれば理解を得られるのではないか」との意見などがあり、各会派持ち帰り検討を深めていただき、再度、協議することとした次第であります。

最後に、「委員会会議録について」検討がなされ、その概要は、「発言委員の氏名はマスキングするとの意見である」との意見、「発言者名は公開しない方が良い。発言回数だけを取り上げられるということにもなりかねない。また、発言が重複し効率的な運営ができるないと考える」との意見、「これまで、要点筆記ということで、マスキングをしてきたが、録音により正確な内容が公開できることとなり、また、議論も活発化することから、発言者名の公開は問題ない」との意見、「発言者を記載すべきと考えるが、議員同士が同じことを言わなくてはならないということもあり、今は公開しない方が良い」との意見などがあり、他市の状況等を調査し、報告を受けた上で、再度、協議することとした次第であります。

以上が、議会改革小委員会の検討経過の概要でございます。

このことにつきまして、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

一 な し 一

篠田委員長

ご意見がなければ、ただいまの報告のとおり、ご了承願います。

次に、「その他」の事項について、局長から説明をお願いいたします。

橋本局長

6 その他

(1) 公営競技事業運営協議会（全体会議）の開催について

公営競技事業運営協議会の全体会議を、9月24日（水）の最終日閉会後、議場において開催いたしたいと存じますので、よろしく御了承をお願いいたします。

なお、所要時間は、1時間程度の予定でございます。

(2) 12月市議会定例会の日程（案）について

12月市議会定例会の日程（案）につきましては、お手元の資料のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

篠田委員長

ただいま、局長から説明のありましたことについて、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

一 な し 一

篠田委員長

ご意見がなければ、ただいまの説明のとおり決定させていただきます。

最後に、当委員会の行政視察について申し上げます。

日程については、10月8日（水）から10日（金）までの3日間とすることを先に決定いたしておりますが、視察地については、大村市議会、長崎市議会及び大宰府市議会の視察を予定いたしておりますので、よろしくご了承願います。

なお、詳細な行程については、後日、事務局より送付いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

本日はたいへんご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分